

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第5号

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則（平成20年四日市市規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けようとする者は、<u>四日市市勤労者・市民交流センター（本館・東館・陶芸室）利用許可申請書</u>（第1号様式）により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けようとする者は、<u>四日市市公共施設利用許可申請書</u>（第1号様式）により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、第4条第1項に規定する使用許可の申請について適当と認めるときは使用許可を決定し、<u>四日市市勤労者・市民交流センター（本館・東館・陶芸室）利用許可書</u>（第4号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、第4条第1項に規定する使用許可の申請について適当と認めるときは使用許可を決定し、<u>四日市市公共施設利用許可書</u>（第4号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>(使用の変更及び取消し)</p> <p>第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り</p>	<p>(使用の変更及び取消し)</p> <p>第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り</p>

消そうとするときは、四日市市勤労者・市民交流センター利用変更（取消）・還付申請書（第5号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日）までに申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により事項の変更又は施設の使用の取消しを許可したときは、四日市市勤労者・市民交流センター利用変更（取消）・還付許可書（第6号様式。以下「変更・還付許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 （略）

（利用料金）

第10条 指定管理者は、条例第6条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、四日市市勤労者・市民交流センター利用料金承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 （略）

（利用料金の還付）

第13条 （略）

2 （略）

消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更（取消）・還付申請書（第5号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日）までに申請しなければならない。

2 （略）

（利用料金）

第10条 指定管理者は、条例第6条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、四日市市勤労者・市民交流センター利用料金承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 （略）

（利用料金の還付）

第13条 （略）

2 （略）

3 指定管理者は、前項の申請を受理し、  
還付を決定したときは、変更・還付許  
可書（第6号様式）を申請者に交付す  
るものとする。

第1号様式を次のように改める。

四日市市勤労者・市民交流センター（本館・東館・陶芸室）利用許可申請書

年 月 日

四日市市勤労者・市民交流センター指定管理者

（申請者） 住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名（代表者名） \_\_\_\_\_

氏名（申請者名） \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

（本館・東館・陶芸室）の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的 (行事名称)			人数	約 名			
			利用時間区分				
			午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~16:30	夜間 17:30 ~21:00	全日 9:00 ~21:00	
利用目的 及び 利用施設	利用年月日（曜日）	利用施設名					
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
付 属 設 備 及 び 冷 暖 房 設 備	<input type="checkbox"/> プロジェクター		<input type="checkbox"/> テレビ（ビデオを含む）				
	<input type="checkbox"/> 拡声装置（本館・ホール）		<input type="checkbox"/> ガス窯（陶芸室）〔            〕時間				
	<input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ホール／その他の施設）						
入場料徴収	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する 1人〔            〕円		商業宣伝・営業	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する			
延 長	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する		減 免 区 分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり〔            〕			
※ 領 収 金 額							円
							備 考
※基本利用料金							
※減免額							
※加算額							
※冷暖房利用料							
※設備利用料							
計							
							領収割印

備考 1 四日市市勤労者・市民交流センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 ※欄は記入しないでください。

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

四日市市勤労者・市民交流センター（本館・東館・陶芸室）利用許可書

年 月 日

（申請者） 住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名（代表者名） \_\_\_\_\_

氏名（申請者名） \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

四日市市勤労者・市民交流センター指定管理者

（本館・東館・陶芸室）の利用を、次のとおり許可します。

利用目的 (行事名称)			人数	約 名			
			利用時間区分				
			午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~16:30	夜間 17:30 ~21:00	全日 9:00 ~21:00	
利用目的 及び 利用施設	利用年月日（曜日）	利用施設名					
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
付 属 設 備 及 び 冷 暖 房 設 備	<input type="checkbox"/> プロジェクター		<input type="checkbox"/> テレビ（ビデオを含む）				
	<input type="checkbox"/> 拡声装置（本館・ホール）		<input type="checkbox"/> ガス窯（陶芸室）〔            〕時間				
	<input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ホール/その他の施設）						
入場料徴収	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する 1人〔            〕円		商業宣伝・営業	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する			
延 長	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する		減免区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり〔            〕			
※ 領 収 金 額							円
							備 考
※基本利用料金							
※減免額							
※加算額							
※冷暖房利用料							
※設備利用料							
計							
							領収割印

備考 1 四日市市勤労者・市民交流センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 利用後は、設備等を原状に復し、係員の指示に従ってください。

## 四日市市勤労者・市民交流センター利用変更(取消)・還付申請書

年 月 日

四日市市勤労者・市民交流センター指定管理者

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名(代表者名) \_\_\_\_\_

氏名(申請者名) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

四日市市勤労者・市民交流センターの利用変更(取消)・還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可年月日	年 月 日	利用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
利用日時			
行事の名称			
変更・取消理由			
変更・取消内容			

※利用料金の精算	変更	既納利用料金	変更後の利用料金	差引利用料金
		円	円	円
	取消	既納利用料金	徴収金	還付金
		円	円	円
		徴収の理由	四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則 第13条の規定により、 〔 〕割を徴収します。	
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	

備考 1 四日市市勤労者・市民交流センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 ※欄は記入しないでください。

3 利用許可書を添付してください。

## 四日市市勤労者・市民交流センター利用変更(取消)・還付許可書

年 月 日

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名(代表者名) \_\_\_\_\_

氏名(申請者名) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

四日市市勤労者・市民交流センター指定管理者

四日市市勤労者・市民交流センターの利用変更(取消)・還付について、次のとおり許可します。

利用許可年月日	年 月 日	利用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
利用日時			
行事の名称			
変更・取消理由			
変更・取消内容			

※利用料金の精算	変更	既納利用料金	変更後の利用料金	差引利用料金
		円	円	円
	取消	既納利用料金	徴収金	還付金
		円	円	円
		徴収の理由	四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則 第13条の規定により、 〔 〕割を徴収します。	
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	

備考 1 四日市市勤労者・市民交流センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。



第6号様式の次に次の様式を加える。

四日市市勤労者・市民交流センター利用料金承認申請書

年 月 日

四日市市長

住所 \_\_\_\_\_

(指定管理者) 団体名 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

氏名（代表者） \_\_\_\_\_

四日市市勤労者・市民交流センター条例第6条第2項の規定に基づき利用料金の額について承認を受けたく下記のとおり申請いたします。

1 基本利用料金

区分		基本利用料金の上限額（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館	会議室				
	研修室				
	研修会議室				
	和室				
	ホール	スポーツに使用する場合			
その他					
東館	第1会議室				
	第2会議室				
	第3会議室				
	第4会議室				
	第5会議室				
	大会議室				
陶芸室					

## 2 附属設備

区分	利用料金の上限額
プロジェクター	(1回一式)
テレビ (ビデオを含む)	(1回一式)
拡声装置 (本館、ホール)	(1回一式)
ガス窯 (陶芸室)	(1時間当たり)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部商工課)